

証券コード8344
平成23年6月7日

株 主 各 位

山形市七日町三丁目1番2号

株式会社 **山形銀行**

取締役頭取 長谷川 吉茂

第199期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

東日本大震災により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞いを申しあげますとともに、一日も早い被災地の復興をお祈り申し上げます。

さて、当行第199期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山形市七日町三丁目1番2号 当行本店7階会議室
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第199期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第199期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ（<http://www.yamagatabank.co.jp/>）において周知させていただきます。

添付書類

第199期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

（東日本大震災による被災状況）

本年3月に発生した東日本大震災により被災されました皆さまには心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。当行も仙台市内にある5カ店が被災し、宮城野支店と南光台支店の2カ店が一時休業を余儀なくされましたが、早期に復旧し営業を再開することができました。

株主の皆さまをはじめ、多くの方々よりお見舞いと温かい励ましを賜りましたことに、心より厚く御礼申しあげます。

（企業集団の主要な事業内容）

企業集団は、当行、子会社および子法人等7社で構成され、銀行業務を中心に、事務代行業務、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務、情報サービス業務などの金融サービスを提供しております。

（国内経済）

当期におけるわが国経済は、総じてみれば緩やかな回復基調をたどったものの、自律性は弱く後半にかけては、海外経済の減速や円高の影響により、回復のテンポは鈍化しました。さらに、3月に発生した東日本大震災により景気への下押し圧力が懸念される状況となりました。

企業の生産活動は、好調な新興国経済に支えられ、一時的な落ち込みはあったものの、持ち直しの基調をたどりました。一方、個人消費は、雇用・所得環境が緩やかな回復の動きをたどるなか、耐久消費財を中心に持ち直しとなりましたが、経済対策の効果が剥落した年度後半には弱含みとなりました。住宅投資、設備投資も下げ止まりとなりましたが、先行き不透明感から低水準にとどまり、また、公共投資

も厳しい財政状況を反映し、依然として低水準で推移しました。

金融面をみますと、日本銀行が実質ゼロ金利政策を継続するなか、長期金利については、1.2%台を中心に低い水準での推移となりました。日経平均株価は年度後半に上昇基調をたどりましたが、震災の影響により、年度末にかけては一時9,000円を割り込む大幅な低下となりました。

（県内経済）

当行の主要営業基盤である県内経済は、製造業をけん引役として緩やかな持ち直しとなりましたが、依然として需要面に弱さがみられ、厳しい状況が続きました。

企業の生産活動は、主力の電子部品・デバイスなどを中心に、総じてみれば持ち直しの動きをたどりました。一方、設備投資については、先行き不透明感が根強いことから、依然として低調な推移となりました。この間、雇用・所得環境は、厳しい状況ながら持ち直しの動きとなり、個人消費の一部にも上向きの兆しがみられたものの、総じてみれば弱い動きにとどまりました。また、住宅建設は極めて低水準で推移し、公共投資も全国と同様に減少傾向となりました。

こうしたなか、東日本大震災による、県内への直接的な被害は比較的軽微であったものの、今後、仙山圏として結びつきの強い山形県経済に対する間接的な影響が拡大することも懸念されます。

（営業施策等）

業務面においては、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応するため、新たな商品やサービスの提供に努めるとともに、地域密着型金融の深化を実践すべく、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化しました。

○ 個人向け商品・サービス

個人部門では、お客さまの利便性向上やライフステージに応じた多様なニーズにお応えするため「住宅ローンプラザ」と「コンサルティングプラザ」を併設した「総合コンサルティングプラザ」を県内支店内4カ所に開設し、資産運用や住宅取得等の専門スタッフを配置しました。また、資産運用商品内容の拡充を図るため、投資信託4商品、個人年金保険1商品、一時払終身保険3商品、医療保険2商品、

個人向け保障性保険（終身保険）1商品を追加するとともに、様々な住宅取得ニーズを支援するため住宅金融支援機構の住宅融資保険を活用した新住宅ローン「アットホーム」の取り扱いを開始しました。さらに、新しい環境貢献型の預金商品として、お預け入れの残高に応じて森づくり活動資金を当行が負担する「ぐるっと花笠の森定期預金」の取り扱いを開始しました。

○ 法人向け商品・サービス

法人部門では、お取引先の事業再生支援や事業承継について引き続き積極的に取り組むとともに、新たな成長分野での資金需要に対応するため、日本銀行による低利の資金供給制度を活用した「やまぎん成長基盤支援ファンド」を創設したほか、県内初となる環境格付融資「やまぎんエコアシスト」の取り扱いを開始しました。また、アグリビジネス創出に向けた取り組みを本格化させるため、「若手農業者の会」の設立や個別商談会を開催するとともに、「やまぎん農家ローン『めぐみ』」の取り扱いを開始し資金面でのサポートも強化しました。加えて、株式会社七十七銀行との共催により「食品ビジネス商談会in香港」を開催したほか、中国人民元建て貿易取引等の決済業務の取り扱いを開始するなど、アジアビジネスに対する支援を強化しました。さらには、地方銀行として初めて株式会社日本政策投資銀行と「官民連携事業等に関する事業協力協定」を締結し、地域振興に向けて官と民が協働で取り組む態勢を整備しました。そのほか、日本電子債権機構株式会社との提携により、電子記録債権（電子手形）の割引業務を開始しました。

○ その他の施策

サービス面では、さらなる利便性向上のため、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、ATMネットワーク網の拡充を図りました。店舗およびCD・ATMの現金自動設備については、平成23年3月末現在で有人店舗数は出張所を含め79カ店、店舗外現金自動設備の設置場所は146カ所となっております。

システム面では、「じゅうだん会」各行が参画して開発した新融資支援システムを立上げ、案件審査のスピードアップと融資関連業務のコスト削減を図りました。環境保全活動については、東北芸術工科大学との連携による「エコキャップ推進運動」を前期に引き続き展開したほか、新たに森づくり活動にも積極的に取り組みました。CO2削減のため蔵王山で間伐を行う森林整備事業「やまぎん蔵王国定公園

の森」のほか、山形県内4つの信用金庫と連携して役職員などが植樹や下刈等のボランティアを行う「ぐるっと花笠の森」等の活動を展開しました。

○ 当行および当行グループの組織体制等の整備状況

組織面では、〈やまぎん〉グループとしての総合力を高め、総合金融情報サービスの向上を図るため、総合企画部内に「関連会社グループ」を設置しました。また、中小企業の資金ニーズにより的確に対応するため、営業企画部内に「ビジネスサポートセンター」を設置しました。さらに、本部ならびに営業店の業務プロセスの抜本的な見直しに取り組み、捻出した人員を営業推進部門に戦略人員として再配置しました。

（事業の経過及び成果等）

以上のような営業施策を実施しながら、当行は、株主各位はもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当期は次のような業績をおさめることができました。

○ 預金等

預金ならびに譲渡性預金については、引き続き地域に密着した営業活動を行いました結果、当期中303億円増加し、期末残高は1兆8,962億円となりました。法人預金、個人預金および公金預金がともに好調に推移しました。一方、預かり資産については、個人年金保険が当期中266億円と順調に増加したことなどにより、全体では当期中124億円増加し、期末残高は2,450億円となりました。

○ 貸出金

貸出金については、当期中45億円増加し、期末残高は1兆2,262億円となりました。設備投資などの事業性貸出は伸び悩みましたが、県内の住宅建設が弱含みとなるなか、住宅ローン増強に注力した結果、住宅ローンは、当期中14億円増加し、期末残高は3,336億円となりました。また、地方公共団体向け貸出も引続き好調に推移しました。

○ 有価証券

有価証券については、ポートフォリオの改善を継続推進するなかで、安全性、流動性を重視した運用資産を積上げた結果、当期中718億円増加し、期末残高は6,996

億円となりました。

○ 損益の状況

經常収益は、貸出金利息収入が減少したものの、有価証券利息配当金の増加に加え、国債等債券売却益の増加により前年比8億33百万円増収となり、383億52百万円となりました。經常費用は、経費全般にわたる合理化を図ったことに加え、与信費用の減少および株式関係損益の改善を主因に17億34百万円減少し、321億21百万円となりました。また、県内経済の低迷が続くなか、お取引先の経営支援に一層注力するとともに、資産の健全性を確保し財務体質を強化するため、所要の諸償却・諸引当金の繰入れを行いました。この結果、經常利益は前年比25億67百万円増加し、62億31百万円を計上、また、当期純利益は前年比18億41百万円増加し、36億57百万円を計上することができました。

(対処すべき課題)

東日本大震災は、東北地方を中心に広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。今後、被災された方々の生活ならびに被災地の産業・経済の早期復旧・復興に向け、総力をあげて取り組んでいく必要があります。

一方、金融界の動きをみますと、きらやか銀行と仙台銀行が経営統合に向けた検討を開始するなど、再編の動きが活発化しております。また、今後予定されている新たな自己資本規制や国際財務報告基準（IFRS）の導入等の国際的な動向にも注視する必要があり、公的資金や増資等による経営体力の強化を図る動きも具体化しています。

こうした環境のなか、当行は第16次長期経営計画「<やまぎん>イノベーション・プラン」の最終年度を迎えており、目指す姿である「新しい時代の山形銀行としてのCSR（企業の社会的責任）経営」を実践してまいります。

今年度につきましては、これまで2年間にわたり取り組んできた、事務の合理化・効率化、業務部門の営業力強化など構造改革の成果をあげる年として、高度化・多様化するお客さまのニーズに対して、総合的な金融サービスを提供するとともに、お客さま満足度の向上や地域貢献活動の充実に取り組んでまいります。特に、このたびの大震災を踏まえ、地域金融機関としてこれまで以上に地域密着型金

融の推進、中小企業金融の円滑化などを通して地域経済への貢献に努めるとともに、お客さまから「安全・安心」の銀行としてより一層の信頼を得られるよう、さらなる経営管理態勢の強化を図る必要があると考えております。今後、震災による二次被害も想定されることから、地域と暮らしを守るため、お客さまの経営支援・生活支援に積極的に対応するとともに、地域経済の再生に全力で取り組んでまいります。

株主の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (当連結会計年度)
連結経常収益	54,945	51,457	44,729	45,037
連結経常利益 (又は経常損失)	9,263	△10,782	4,566	7,090
連結当期純利益 (又は当期純損失)	4,663	△5,969	2,078	3,253
連結純資産額	113,577	95,647	113,589	113,647
連結総資産額	1,848,092	1,867,109	2,019,035	2,048,095

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (当期)
預 金	16,181	16,806	17,968	18,299
定期性預金	7,572	7,931	8,500	8,403
その他	8,608	8,874	9,467	9,896
貸 出 金	10,818	11,868	12,216	12,262
個人向け	3,493	3,613	3,527	3,531
中小企業向け	4,049	3,966	4,006	3,948
その他	3,274	4,288	4,681	4,782
商品有価証券	9	5	0	0
有 価 証 券	5,993	5,661	6,278	6,996
国 債	1,752	2,298	2,563	3,144
地 方 債	1,192	1,082	1,335	1,443
その他	3,048	2,280	2,380	2,408
総 資 産	18,294	18,510	20,044	20,362
内国為替取扱高	154,736	151,709	142,116	141,363
外国為替取扱高	百万ドル 795	百万ドル 815	百万ドル 732	百万ドル 868
経常利益 (又は経常損失)	百万円 9,325	百万円 △11,069	百万円 3,663	百万円 6,231
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円 4,827	百万円 △5,887	百万円 1,815	百万円 3,657
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	円 銭 28 18	円 銭 △34 45	円 銭 10 65	円 銭 21 45

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出してしております。
 3. 平成22年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 の 事 業	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 の 事 業
使用人数	1,344 ^人	17 ^人	127 ^人	1,322 ^人	13 ^人	130 ^人

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の営業所数の推移

	当年度末	前年度末
山 形 県	69店 (うち出張所 1)	69店 (うち出張所 1)
宮 城 県	5 (ー)	5 (ー)
秋 田 県	1 (ー)	1 (ー)
福 島 県	1 (ー)	1 (ー)
栃 木 県	1 (ー)	1 (ー)
埼 玉 県	1 (ー)	1 (ー)
東 京 都	1 (ー)	1 (ー)
合 計	79 (1)	79 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を146カ所（前年度末146カ所）設置しております。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(ニ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ. リース業

山 銀 リ ー ス 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

ハ. その他の事業

山 銀 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

山 銀 保 証 サ ー ビ ス 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

山 銀 シ ス テ ム サ ー ビ ス 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

や ま ぎ ん カ ー ド サ ー ビ ス 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

や ま ぎ ん キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

木 の 実 管 財 株 式 会 社 : 本 社 (山 形 市)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	1, 4 2 3
リ ー ス 業	9
そ の 他 の 事 業	—
合 計	1, 4 3 2

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀行業	南四番町支店新店舗建築工事	2 4 3

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山銀ビジネス サービス株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	事務代行業	昭和54年 8月11日	百万円 10	100.00	
山銀保証サービス 株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	信用保証業	昭和49年 11月1日	20	5.00	
山銀リース 株式会社	山形市宮町 二丁目2番27号	ファイナンス リース業	昭和51年 4月8日	30	5.00	
山銀システム サービス株式会社	山形市三日町 一丁目2番47号	情報 サービス業	平成2年 3月14日	20	5.00	
やまぎんカード サービス株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	クレジット、貸付、 信用保証業	平成3年 6月21日	30	5.00	
やまぎんキャピタル 株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	有価証券の取得 保有、売却	平成8年 4月3日	100	5.00	
木の実管財 株式会社	山形市木の実町 14番10号	債権管理回収	昭和36年 6月6日	230	91.21	

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記7社はすべて連結子会社及び子法人等であり、持分法適用会社はありません。

(重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ACS)を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. じゅうだん会(株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行)では、システム共同化に合意し、当行は平成17年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川 吉 茂	取締役頭取 (代表取締役)		
三 浦 新一郎	常務取締役	秘書室、 金融市場部、 市場国際部、 事務統括部、 事務集中部担当	
黒 木 誠 司	常務取締役	人事部、 総務部、 営業企画部、 監査部担当	
鈴 木 俊 伸	常務取締役	本店営業部長 東京事務所担当	
吉 田 勉	常務取締役	地域振興部、 融資部担当	
石 川 芳 宏	常務取締役	総合企画部、 個人企画部担当	
那 須 克 彦	取 締 役	米沢支店長兼 米沢北支店長	
堤 重 雄	取 締 役	酒田支店長兼 酒田駅前支店長	
中 川 太 文	取 締 役	融資部長	
木 村 孝	取 締 役	営業企画部長	
高 橋 弘 充	取 締 役	仙台支店長	
谷 口 茂 樹	取 締 役	秘書室長	
渡 辺 均	取 締 役	総合企画部長	
今 田 隆 美	常勤監査役		
安 喰 敬	常勤監査役		
中 山 眞 一	監 査 役 (社外監査役)	株式会社塚田会計事務所 代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役 (社外監査役) 両羽協和株式会社監査役 (社外監査役) 両銀不動産株式会社監査役 (社外監査役) 山形県公安委員会委員長	
浜 田 敏	監 査 役 (社外監査役)	浜田敏法律事務所所長	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
五味 康 昌	監 査 役 (社外監査役)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社相談役 三菱地所株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役 (社外監査役) 株式会社ノジマ取締役 (社外取締役) 讀賣テレビ放送株式会社 取締役 (社外取締役)	

- (注) 1. 監査役中山眞一氏、浜田敏氏及び五味康昌氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役中山眞一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役浜田敏氏は、弁護士士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13名	163 (51)
監 査 役	5名	45 (11)
計	18名	208 (63)

- (注) 1. 上記報酬等には以下のものが含まれており、それぞれ合計額を括弧内に内書きしております。
- (1) 第199期定時株主総会において決議いただく予定の役員賞与
取締役 150万円
監査役 40万円
- (2) 役員退職慰労引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額
取締役 350万円
監査役 70万円
2. 会社役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりです。
- (1) 取締役
月額180万円 (参考：年額2160万円) 以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与とは含みません。(平成5年6月29日株主総会決議)
- (2) 監査役
月額300万円 (参考：年額360万円) 以内であります。(昭和57年6月22日株主総会決議)
3. 使用人兼務取締役の使用人分の報酬等は640万円 (内賞与額120万円) であります。
4. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中山 眞一	株式会社塚田会計事務所代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役（社外監査役） 両羽協和株式会社監査役（社外監査役） 両銀不動産株式会社監査役（社外監査役） 山形県公安委員会委員長
浜田 敏	浜田敏法律事務所所長
五味 康昌	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社相談役 三菱地所株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役（社外監査役） 株式会社ノジマ取締役（社外取締役） 讀賣テレビ放送株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 株式会社塚田会計事務所及び浜田敏法律事務所は、当行との間に銀行取引関係があります。
2. 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
中山 眞一	3年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回中10回、監査役会12回中11回出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外監査役としての見地から発言しております。
浜田 敏	2年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回中10回、監査役会12回中11回出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外監査役としての見地から発言しております。
五味 康昌	1年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回中10回、監査役会12回中10回出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外監査役としての見地から発言しております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3 名	6 (1)	—

- (注) 1. 報酬等の合計には、役員退職慰労引当金繰入額のうち当事業年度に該当する額 1 百万円を含めており、同金額を括弧内に内書きしております。
2. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)～(4)に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 298,350千株
発行済株式の総数 172,000千株 (うち自己株式1,496,406株)

(2) 当年度末株主数 8,806名

(3) 大 株 主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,859 ^{千株}	4.60 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,217	4.23
明治安田生命保険相互会社	7,190	4.21
両羽協和株式会社	5,936	3.48
東京海上日動火災保険株式会社	4,997	2.93
日本生命保険相互会社	3,621	2.12
住友生命保険相互会社	3,543	2.07
第一生命保険株式会社	3,543	2.07
山形銀行従業員持株会	3,336	1.95
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブアカウントアメリカンクライアント	3,035	1.78

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示していません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士 押野 正徳 業務執行社員 公認会計士 高橋 和典 業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男	57	(対価を支払った非監査業務の内容) 該当事項はありません。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、57百万円であります。
3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。また、監査役会から請求があった場合も同様といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会および監査役会は、会計監査人の継続監査年数等も勘案し、再任もしくは不再任の判断を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底を図ります。
- ② 行動規準（倫理綱領）を当行のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- ③ 総合企画部がコンプライアンス関連事項を統括し、各部室店に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
- ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。

- ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
- ① 取締役は、当行の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、当行の統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向けた態勢の整備・確立を図ります。
- ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
- ③ 総合企画部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。
- ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
- ② 取締役会は長期経営計画および短期経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
- ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を構築します。
- (5) 当行ならびに当行および子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役および監査役がグループ各社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、グループ会社全体の連携体制を確立します。
- ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、各社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的にグループ各社から業務執行状況や財務状況等の報告を徴収し、グループ会社全体の業務の適正を確保します。

- ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、グループ会社全体の財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を指導するとともに、その結果を取締役に報告します。
- (7) 監査役の監査環境の整備に関する体制
 - ① 監査役は、取締役会、重要な会議等に出席し、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。
 - ② 監査役は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役および使用人に対して、報告を求めることができます。
 - ③ 取締役および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査役に報告します。
 - ④ 監査役からその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。
 - ⑤ 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その職務を遂行します。
 - ⑥ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、事前に監査役に報告します。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第199期末 (平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
現	(資金の部)		預	(負債の部)	
現金	預け	35,866	当座預金	現金	1,829,910
預金	金	21,127	普通預金	現金	41,758
預金	金	14,738	貯蓄預金	現金	888,424
預金	金	37,328	定期預金	現金	33,886
預金	金	9,601	通知預金	現金	3,615
預金	金	61	定期積立	現金	833,445
預金	金	43	その他の預金	現金	6,856
預金	金	18	譲渡性預金	現金	21,922
預金	金	699,699	債券借入金	現金	66,325
預金	金	314,441	借入金	現金	971
預金	金	144,371	外国為替	現金	3,965
預金	金	111,479	外国為替	現金	3,965
預金	金	28,419	外国為替	現金	28
預金	金	100,987	外国為替	現金	26
預金	金	1,226,246	外国為替	現金	2
預金	金	8,596	外国為替	現金	8,933
預金	金	39,912	外国為替	現金	344
預金	金	1,010,893	外国為替	現金	87
預金	金	166,843	外国為替	現金	3,046
預金	金	382	外国為替	現金	669
預金	金	282	外国為替	現金	4
預金	金	0	外国為替	現金	2,045
預金	金	99	外国為替	現金	26
預金	金	5,826	外国為替	現金	117
預金	金	301	外国為替	現金	2,592
預金	金	5	外国為替	現金	20
預金	金	2,975	外国為替	現金	2,130
預金	金	142	外国為替	現金	237
預金	金	2,401	外国為替	現金	156
預金	金	14,223	外国為替	現金	165
預金	金	3,545	外国為替	現金	1,915
預金	金	9,219	外国為替	現金	12,784
預金	金	24	外国為替	現金	
預金	金	85	外国為替	現金	1,927,545
預金	金	1,347	外国為替	現金	
預金	金	1,507	外国為替	現金	12,008
預金	金	1,290	外国為替	現金	4,937
預金	金	216	外国為替	現金	4,932
預金	金	6,203	外国為替	現金	5
預金	金	12,784	外国為替	現金	88,781
預金	金	△13,494	外国為替	現金	7,076
			外国為替	現金	81,705
			外国為替	現金	75,020
			外国為替	現金	6,685
			外国為替	現金	△812
			外国為替	現金	104,915
			外国為替	現金	4,042
			外国為替	現金	△1,133
			外国為替	現金	867
			外国為替	現金	3,776
			外国為替	現金	108,691
資産の部合計		2,036,237	負債及び純資産の部合計		2,036,237

第199期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
			38,352
経	常金貸有コ買債預そ	28,802	
資	運出証ル現貸け他務受そ	21,683	
	の取入の他国品債債融の他株そ	6,919	
	の取入の他国品債債融の他株そ	72	
	の取入の他国品債債融の他株そ	9	
	の取入の他国品債債融の他株そ	0	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1	
	の取入の他国品債債融の他株そ	115	
役	の取入の他国品債債融の他株そ	5,789	
そ	の取入の他国品債債融の他株そ	1,691	
	の取入の他国品債債融の他株そ	4,097	
	の取入の他国品債債融の他株そ	2,734	
	の取入の他国品債債融の他株そ	98	
	の取入の他国品債債融の他株そ	3	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1,877	
	の取入の他国品債債融の他株そ	667	
	の取入の他国品債債融の他株そ	87	
	の取入の他国品債債融の他株そ	0	
そ	の取入の他国品債債融の他株そ	1,025	
	の取入の他国品債債融の他株そ	469	
	の取入の他国品債債融の他株そ	556	
経	常金預讓コ債借金そ	3,509	
資	調渡ル借マ取ツの他債債業他倒	2,158	
	の取入の他国品債債融の他株そ	109	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1	
	の取入の他国品債債融の他株そ	0	
	の取入の他国品債債融の他株そ	0	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1,192	
	の取入の他国品債債融の他株そ	46	
役	の取入の他国品債債融の他株そ	2,141	
そ	の取入の他国品債債融の他株そ	356	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1,785	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1,658	
	の取入の他国品債債融の他株そ	1,381	
	の取入の他国品債債融の他株そ	219	
	の取入の他国品債債融の他株そ	57	
	の取入の他国品債債融の他株そ	21,623	
	の取入の他国品債債融の他株そ	3,187	
	の取入の他国品債債融の他株そ	2,214	
	の取入の他国品債債融の他株そ	22	
	の取入の他国品債債融の他株そ	204	
	の取入の他国品債債融の他株そ	446	
	の取入の他国品債債融の他株そ	298	
	の取入の他国品債債融の他株そ	6,231	
	の取入の他国品債債融の他株そ	6	
経特	固償	4	
	の取入の他国品債債融の他株そ	2	
特	固償	29	
	の取入の他国品債債融の他株そ	36	
	の取入の他国品債債融の他株そ	91	
	の取入の他国品債債融の他株そ	33	
税法法法当	引税人	2,390	
	の取入の他国品債債融の他株そ	2,423	
	の取入の他国品債債融の他株そ	3,657	

第199期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	12,008
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	12,008
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	4,932
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	4,932
その他資本剰余金	
前期末残高	5
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	5
資本剰余金合計	
前期末残高	4,938
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	4,937
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	7,076
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,076
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	75,020
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	75,020
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,040
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,657
土地再評価差額金の取崩	10
当期変動額合計	2,645
当期末残高	6,685
利益剰余金合計	
前期末残高	86,136
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,657
土地再評価差額金の取崩	10
当期変動額合計	2,645
当期末残高	88,781

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
前期末残高	△807
当期変動額	
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△5
当期末残高	△812
株主資本合計	
前期末残高	102,275
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,657
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	10
当期変動額合計	2,639
当期末残高	104,915
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	6,001
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,958
当期変動額合計	△1,958
当期末残高	4,042
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△537
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△595
当期変動額合計	△595
当期末残高	△1,133
土地再評価差額金	
前期末残高	877
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10
当期変動額合計	△10
当期末残高	867
評価・換算差額等合計	
前期末残高	6,341
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,564
当期変動額合計	△2,564
当期末残高	3,776
純資産合計	
前期末残高	108,617
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,657
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,564
当期変動額合計	74
当期末残高	108,691

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に

代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は248百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより経常利益は3百万円、税引前当期純利益は94百万円、それぞれ減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. **無担保の消費貸借契約取引（債券貸借取引）**により貸付けている有価証券が、国債に合計20,375百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額は6,528百万円、延滞債権額は23,175百万円**であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**3カ月以上延滞債権額は15百万円**であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,446百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,166百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,596百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 93,401百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,698百万円

債券貸借取引受入担保金 971百万円

借入金 3,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,983百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は327百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、526,012百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が519,319百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算

の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,755百万円

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 10. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 25,266百万円 |
| 11. | 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,131百万円 |
| 12. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,656百万円であります。 | |
| 13. | 1株当たりの純資産額 | 637円47銭 |
| 14. | 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 15. | 関係会社に対する金銭債権総額 | 9,920百万円 |
| 16. | 関係会社に対する金銭債務総額 | 7,377百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	137百万円
役務取引等に係る収益総額	42百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16百万円
- 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	5百万円
役務取引等に係る費用総額	125百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	437百万円
2. 1株当たり当期純利益金額 21円45銭
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し当該減少額36百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失
稼動資産	営業店舗 1か所	土地	30百万円
遊休資産	遊休資産 1か所	土地	5百万円

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能性は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」等に基づき算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0% 間接保有 45.0%	当行ローンの 被保証 預金取引 役員の兼任	貸出金被保証	317,241	—	—
				保証料の支払	69	—	—
				代位弁済金の受取	410	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 山銀保証サービス㈱との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

(注2) 取引金額には、消費税は含めておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,482	14	1	1,496	注1,2
合計	1,482	14	1	1,496	

注1 普通株式の自己株式の増加14千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

注2 普通株式の自己株式の減少1千株は、単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	8,176	8,357	180
	そ の 他	—	—	—
	小 計	8,176	8,357	180
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	1,335	1,290	△44
	そ の 他	—	—	—
	小 計	1,335	1,290	△44
合 計		9,511	9,647	136

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	21
関連法人等株式	—
合 計	21

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	12,860	8,974	3,886
	債 券	468,334	459,449	8,884
	国 債	240,041	236,620	3,421
	地 方 債	144,371	140,517	3,853
	短期社債	—	—	—
	社 債	83,921	82,312	1,609
	その他	31,855	29,796	2,059
	外国債券	27,047	26,007	1,040
	そ の 他	4,807	3,789	1,018
	小 計	513,050	498,220	14,830
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	14,109	17,482	△3,373
	債 券	92,445	93,488	△1,042
	国 債	74,399	74,810	△410
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	18,045	18,678	△632
	その他	73,820	77,073	△3,253
	外国債券	63,285	65,723	△2,437
	そ の 他	10,535	11,350	△815
小 計	180,375	188,044	△7,669	
合 計		693,426	686,265	7,161

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	1,428
そ の 他	115
合 計	1,543

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は3,935百万円増加、「繰延税金

資産」は1,574百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,361百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. **当事業年度中に売却した満期保有目的の債券**（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当ありません。
6. **当事業年度中に売却したその他有価証券**（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	5,857	469	204
債 券	169,061	1,557	762
国 債	147,784	1,392	582
地 方 債	18,776	164	—
短期社債	—	—	—
社 債	2,500	—	179
その他	10,392	320	619
合 計	185,311	2,346	1,586

7. **保有目的を変更した有価証券**

当事業年度中に、満期保有目的の債券545百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

8. **減損処理を行った有価証券**

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、448百万円（うち株式、390百万円、債券57百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日の時価が取得価額の50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,362百万円
退職給付引当金	852
有価証券償却	1,581
減価償却費	1,106
その他	2,100
繰延税金資産小計	10,003
評価性引当額	△1,329
繰延税金資産合計	8,673
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,459
その他	10
繰延税金負債小計	2,470
繰延税金資産の純額	6,203百万円

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

山銀リース株式会社

山銀保証サービス株式会社

やまぎんカードサービス株式会社

やまぎんキャピタル株式会社

山銀システムサービス株式会社

山銀ビジネスサービス株式会社

木の実管財株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。

(平成23年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	35,871	預 金	1,828,062
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	37,328	譲 渡 性 預 金	60,795
買 入 金 銭 債 権	10,688	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	971
商 品 有 価 証 券	61	借 用 金	6,820
有 価 証 券	699,754	外 国 為 替	28
貸 出 金	1,217,852	そ の 他 負 債	13,743
外 国 為 替	382	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	20,151	退 職 給 付 引 当 金	2,157
有 形 固 定 資 産	14,645	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	255
建 物	3,587	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	156
土 地	9,257	偶 発 損 失 引 当 金	165
建 設 仮 勘 定	85	利 息 返 還 損 失 引 当 金	258
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,715	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,915
無 形 固 定 資 産	1,594	支 払 承 諾	19,097
ソ フ ト ウ ェ ア	1,371	負 債 の 部 合 計	1,934,448
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	223	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	6,527	資 本 金	12,008
支 払 承 諾 見 返	19,097	資 本 剰 余 金	4,939
貸 倒 引 当 金	△15,861	利 益 剰 余 金	88,682
		自 己 株 式	△812
		株 主 資 本 合 計	104,817
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,042
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,133
		土 地 再 評 価 差 額 金	867
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,776
		少 数 株 主 持 分	5,053
		純 資 産 の 部 合 計	113,647
資 産 の 部 合 計	2,048,095	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,048,095

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		45,037
資	金 運 用 収 益	28,892	
	貸 出 金 利 息	21,752	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,920	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	72	
	買 現 先 利 息	9	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0	
	預 け 金 利 息	1	
	そ の 他 の 受 入 利 息	136	
	役 務 取 引 等 収 益	7,051	
	そ の 他 業 務 収 益	8,053	
	そ の 他 経 常 収 益	1,039	
経	常 費 用		37,946
資	金 調 達 費 用	3,551	
	預 金 利 息	2,158	
	譲 渡 性 預 金 利 息	104	
	コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	1	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 用 金 利 息	45	
	そ の 他 の 支 払 利 息	1,241	
	役 務 取 引 等 費 用	2,055	
	そ の 他 業 務 費 用	6,353	
	営 業 経 費 用	22,950	
	そ の 他 経 常 費 用	3,034	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,608	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,425	
経	常 利 益		7,090
特	別 利 益		18
	固 定 資 産 処 分 益	5	
	償 却 債 権 取 立 益	13	
特	別 損 失		252
	固 定 資 産 処 分 損 失	35	
	減 損 損 失	125	
	そ の 他 の 特 別 損 失	91	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,856
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	246	
法	人 税 等 調 整 額	2,963	
法	人 税 等 合 計		3,209
少	数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,646
少	数 株 主 利 益		392
当	期 純 利 益		3,253

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	12,008
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	12,008
資本剰余金	
前期末残高	4,939
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	4,939
利益剰余金	
前期末残高	86,440
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,253
土地再評価差額金の取崩	10
当期変動額合計	2,241
当期末残高	88,682
自己株式	
前期末残高	△807
当期変動額	
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△5
当期末残高	△812
株主資本合計	
前期末残高	102,581
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,253
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	10
当期変動額合計	2,236
当期末残高	104,817

(単位：百万円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	6,001
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,958
当期変動額合計	△1,958
当期末残高	4,042
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△537
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△595
当期変動額合計	△595
当期末残高	△1,133
土地再評価差額金	
前期末残高	877
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10
当期変動額合計	△10
当期末残高	867
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	6,341
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,565
当期変動額合計	△2,565
当期末残高	3,776
少数株主持分	
前期末残高	4,666
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	386
当期変動額合計	386
当期末残高	5,053
純資産合計	
前期末残高	113,589
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,253
自己株式の取得	△5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,178
当期変動額合計	57
当期末残高	113,647

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保

証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月31日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は248百万円(税効果額控除前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は3百万円、税金等調整前当期純利益は94百万円、それぞれ減少しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. **無担保の消費貸借契約取引(債券貸借取引)**により貸付けている有価証券が、国債に合計20,375百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は6,604百万円、**延滞債権額**は22,761百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**3カ月以上延滞債権額**は78百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払い日の翌日から3月上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は2,456百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものでありま

す。

5. **破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は**31,900百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. **手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。**
これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,596百万円であります。
7. **担保に供している資産は次のとおりであります。**

担保に供している資産

有価証券	93,401百万円
その他資産	102百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	3,698百万円
債券貸借取引受入担保金	971百万円
借 用 金	3,950百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,983百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は330百万円であります。

8. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。**これらの契約に係る融資未実行残高は、544,683百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が537,989百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. **土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。**

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,755百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 25,469百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,131百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,656百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 636円90銭

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却446百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 19円08銭
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額125百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区 分	主な用途等	種 類	減損損失
稼動資産	営業店舗 1か所	土 地	30百万円
遊休資産	遊休資産 7か所	土地及び建物	95百万円

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	172,000	—	—	172,000	
合計	172,000	—	—	172,000	
自己株式					
普通株式	1,482	14	1	1,496	注1, 2
合計	1,482	14	1	1,496	

注1. 普通株式の自己株式の増加14千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

注2. 普通株式の自己株式の減少1千株は、単元未満株式買増請求に応じたことによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	511百万円	3.0円	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	511百万円	3.0円	平成22年9月30日	平成22年12月10日
合計		1,023百万円			

(2) 平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたしております。

- ① 配当金の総額 511百万円
- ② 1株当たり配当額 3.0円
- ③ 基準日 平成23年3月31日
- ④ 効力発生日 平成23年6月27日

なお、配当原資は、利益剰余金であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。このように、当行の金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じたりするリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融資本市場の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合

わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債である預金やコールマネー等は、金融資産との金利または期間のミスマッチによる金利変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利にて調達することを余儀なくされることによる損失を被る資金繰りのリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金の調達ができなくなる場合や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被る等の市場流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、融資を行う際の基本的な考え方、行動基準等を定めた「クレジットポリシー（融資業務規範）」、信用リスクの具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」に基づき、公共性・安全性・成長性・収益性を重視した与信判断、信用格付・自己査定によるリスク量の把握、特定先への集中排除を原則としたリスクコントロール等に取り組んでおります。また、審査管理部門を営業推進部門から分離し、独立性を確保したうえで、厳正な信用リスク管理を行っております。

自己査定については、資産の健全性確保の観点から、監査部門による監査を含め、厳格な査定を実施するとともに、査定結果に基づいた適正な償却・引当を行っております。

さらに、事業性融資先を対象とした信用格付制度を導入し、定量面・定性面の両面から企業実態の把握に努めております。

信用リスクの減殺方法としては、当行が融資取引に際して徴求している物的担保及び人的担保（保証）、貸出金と預金との相殺等があり、当行では、「クレジットポリシー（融資業務規範）」において担保についての考え方を定め、担保の評価、管理の方針及び手続きは取扱要領等により規程化しております。

信用リスク量の測定方法及び手続については、取扱要領等により規程化しており、融資先の信用格付等に基づくリスク計測を月次で実施しております。なお、計測結果についてはALM会議（常務会）への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領等においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、またALM委員会における協議を踏まえ、ALM会議（常務会）において現状の把握、実施の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベシス・ポイント・バリュエ）、VaR（バリュエ・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM会議に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 価格変動リスク管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、半期ごとに取締役会で決定する「運用方針およびリスク管理方針」に基づいて行っております。有価証券の運用においては、金融市場部のミドルセクション及び総合企画部リスク統括室において、V a R等を用いて市場リスク量を定量的・網羅的に計測・把握しております。また、これらの情報は日次・週次・月次等、金融商品ごとに定めた頻度で担当取締役やA L M会議（常務会）等に報告され、規定の遵守状況等が管理されております。

(iii) 市場リスクに関する定量的情報

当行において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「デリバティブ取引」等であります。

当行において、市場リスク量として使用しているV a Rの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間90日(※)、信頼区間99%、観測期間250営業日)を採用しております。

平成23年3月31日(連結決算日)現在の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で25,776百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテスト等を実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足しているものと考えております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

(※) 「有価証券」のうち政策投資株式の保有期間は125日

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクの管理手続、管理体制等を定めた「流動性リスク管理規程」に基づき、管理部署の明確化をはかるとともに、平常時・懸念時・緊急時等、状況に応じた流動性準備の水準を設定するなど、不測の事態が生じても流動性が十分確保できるような管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（(注)2参照）。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	35,871	35,871	—
(2) コールローン及び買入手形	37,328	37,328	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,511	9,647	136
その他有価証券	688,656	688,656	—
(4) 貸出金	1,217,852		
貸倒引当金（※1）	△14,132		
	1,203,720	1,223,668	19,948
資産計	1,975,088	1,995,172	20,084
(1) 預金	1,828,062	1,829,111	△1,049
(2) 譲渡性預金	60,795	60,796	△1
負債計	1,888,857	1,889,908	△1,050
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,906)	(1,906)	—
デリバティブ取引計	(1,903)	(1,903)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額及び利息の合

計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は3,935百万円増加、「繰延税金資産」は1,574百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,361百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高に算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「金融商品の時価等に関する事項」の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)、(※2)	1,471
② 組合出資金(※3)	115
合 計	1,586

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について56百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社木の実管財(株)信用保証事業の会社分割

当行の連結子会社である木の実管財(株)は、平成22年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成22年4月1日付で、信用保証事業を会社分割し、山銀保証サービス(株)へ承継いたしました。

1. 会社分割の理由

山銀保証サービス(株)は当行グループの信用保証事業の中核となる会社であり、機動的な事業展開、経営資源の最適化を図るために行ったものであります。

2. 会社分割する事業内容

会社分割する事業内容：信用保証事業

3. 会社分割の形態

木の実管財(株)を分割会社とし、山銀保証サービス(株)を承継会社とする吸収分割方式であります。

4. 会社分割の時期

会社分割の時期：平成22年4月1日

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押野正徳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋和典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第199期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押野正徳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋和典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第199期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

株式会社山形銀行監査役会

常勤監査役	今	田	隆	美	Ⓞ
常勤監査役	安	喰	敬	Ⓞ	
社外監査役	中	山	眞	一	Ⓞ
社外監査役	浜	田	敏	Ⓞ	
社外監査役	五	味	康	昌	Ⓞ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第199期の剰余金の処分につきましては、安定配当の継続を基本方針とし、さらに経営体質強化のため内部留保に意を用い、業績および経営環境を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円 総額511,510,782円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役13名のうち、長谷川 吉茂、三浦 新一郎、黒木 誠司、鈴木俊伸、石川 芳宏、那須 克彦、堤 重雄、高橋 弘充の8氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 吉田 勉氏は辞任されますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
①	はせがわ きちしげ 長谷川 吉茂 (昭和24年9月30日生)	昭和48年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 昭和58年5月 同行業務総本部業務企画部部長代理 昭和60年6月 当行常務取締役 平成5年4月 当行専務取締役 平成17年6月 当行取締役頭取 現在に至る	1,690,255株
②	みうら しんいちろう 三浦 新一郎 (昭和46年12月27日生)	平成6年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成15年9月 同行融資部企業融資第二グループ調査役 平成17年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 秘書室、金融市場部、市場国際部、事務統括部、事務集中部	38,825株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
③	いしかわ よしひろ 石川 芳 宏 (昭和29年1月24日生)	昭和52年4月 当行入行 平成9年4月 当行南山形支店長 平成11年7月 当行総合企画部副部 長 平成13年4月 当行市場金融部長 平成15年4月 当行市場国際部長 平成17年6月 当行総合企画部長 平成19年6月 当行取締役総合企画 部長委嘱 平成21年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 総合企画部、個人企 画部	17,000株
④	な す かつひこ 那 須 克 彦 (昭和27年2月10日生)	昭和50年4月 当行入行 平成8年4月 当行みずほ支店長 平成11年4月 当行業務企画部副部 長 平成12年4月 当行営業統括部副部 長 平成15年4月 当行金池支店長 平成17年10月 当行山形駅前支店長 平成19年6月 当行取締役営業企画 部長兼個人企画部長 委嘱 平成20年4月 当行取締役営業企画 部長委嘱 平成21年6月 当行取締役米沢支店 長兼米沢北支店長委 嘱 現在に至る	17,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
⑤	つつみ しげお 堤 重雄 (昭和27年9月19日生)	昭和46年4月 当行入行 平成9年7月 当行米沢駅前支店長 平成12年4月 当行南館支店長 平成16年4月 当行鶴岡支店長 平成18年6月 当行酒田支店長兼酒 田駅前支店長 平成19年6月 当行取締役酒田支店 長兼酒田駅前支店長 委嘱 現在に至る	8,155株
⑥	たかはし ひろみつ 高橋 弘充 (昭和29年9月23日生)	昭和52年4月 (株)住友銀行(現(株)三 井住友銀行)入行 平成5年1月 同行東京営業第一部 上席部長代理 平成5年4月 当行入行 平成11年6月 当行泉崎支店長 平成13年6月 当行流通センター支 店長 平成17年4月 当行仙台支店長 平成21年6月 当行取締役仙台支店 長委嘱 現在に至る	17,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
⑦	※ もりや かずひろ 森谷 和博 (昭和30年1月23日生)	昭和54年4月 当行入行 平成13年6月 当行大宮支店長 平成16年10月 当行融資第一部副部 長 平成19年4月 当行与信企画部長 平成21年4月 当行本店営業部本店 第二部長 現在に至る	1,000株
⑧	※ たけだ まさひろ 武田 昌裕 (昭和31年8月8日生)	昭和55年4月 当行入行 平成14年4月 当行酒田支店法人営 業部長 平成17年6月 当行米沢駅前支店長 平成19年7月 当行個人企画部副部 長 平成20年4月 当行個人企画部長 平成22年4月 当行東京支店長兼法 人営業部長兼東京事 務所長 現在に至る	1,000株

- (1) 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
(2) ※印は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役5名のうち中山 眞一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役の候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
なかやま しんいち 中山 眞一 (昭和23年9月2日生)	昭和55年8月 公認会計士登録 平成6年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員就任 平成8年3月 ㈱塚田会計事務所代表取締役社長(現任) 平成19年1月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員退任 平成19年6月 当行監査役(現任) 平成19年6月 両羽協和㈱監査役(現任) 平成20年6月 ㈱山形新聞社監査役(現任) 平成20年6月 両銀不動産㈱監査役(現任) 平成22年7月 山形県公安委員会委員長(現任) 現在に至る	0株

- 候補者中山眞一氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。中山眞一氏が代表取締役社長をしている㈱塚田会計事務所と当行は銀行取引関係がありません。
- 中山眞一氏は、社外監査役候補者であります。また、当行は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- 中山眞一氏は、公認会計士として専門知識ならびに企業会計に関する豊富な経験を有しており、現在当行の社外監査役として適切な監査を遂行していただいております。つきましては、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 中山眞一氏は、現在当行の監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます黒木 誠司、鈴木 俊伸の2氏および辞任されます吉田 勉氏に対し、在任中の功労に報いるため、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
黒 木 誠 司	平成17年6月 当行取締役本店営業部長委嘱 平成19年6月 当行常務取締役 現在に至る
鈴 木 俊 伸	平成17年6月 当行取締役営業統括部長委嘱 平成20年6月 当行常務取締役本店営業部長委嘱 現在に至る
吉 田 勉	平成18年6月 当行取締役融資部長委嘱 平成20年6月 当行常務取締役 現在に至る

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績、過去の役員賞与支給額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役13名に対し総額1,540万円、当期末時の監査役5名に対し総額460万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

以 上